

# 過払い金利返還 求め11人が提訴

旭川地裁など

旭川、砂川、歌志内など7市町の11人が17日、木手消費者金融など8社を相手取って、利息制限法で定められた金利以上を支払わされたとして、過払い金利など計約1941万円の返還を求める訴訟を旭川地裁や深川簡裁などに起こした。

訴えによると、過払いは8社合わせて21件。利

息制限法で上限金利は15%と定められているが、消費者金融などは刑事罰の根拠法令となる出資法の上限金利(29・2%)を適用し、借りた人に過払いさせた。

貸金業規制法には①借り手の返済を確認する受取証書の発行②借り手の任意による支払い——と要件があれば利息制限法を超える金利を有効とする規定がある。しかし、木村幸一司法書士は「受取証書は法律の規定を満たしておらず、任意性はない」としている。

被告の1社、武富士(本社・東京)広報部は「訴状を見ていないのでコメントは差し控えたい」としている。

【高橋正博】

毎日新聞

(平成18年1月18日(水))